≪児童・生徒の色覚検査≫　　異常を知らないと将来不都合が・・・

　「先生、この子、異常が出ました。」一昔前には学校で色覚検査が実施されていました。小学校では6年生が検査を任され、低学年の生徒に異常が出れば担当教諭に伝えるということもあったようです。個人情報保護もプライバシーもなかった時代の話です。

　さて、学年全員に行われていた色覚検査は文科省の通達で平成14年3月に必須検査から削除されました。児童・生徒を差別するものとの判断もあったのでしょう。音感の検査はないのだから色覚異常も検査する必要はないとの考えでしょうか？　当時小学4年生に実施していたのであれば、未検査の最年長は現在23~24歳になっています。母親が子供の絵でおやっ？と気付くこともありますが、自身の異常に気付かず成人になる方もおられます。

　色覚異常には程度差があり、強度の異常でも多くの方では交通信号機は判別できるようになっています．バリアフリーが声高に叫ばれている昨今です。チョークやマーカーの使用色、パワーポイントのグラフでの色使いにも、学校や学会では細かい指導がなされています。実践状況の程は定かではありませんが・・・。

　検査の削除を眼科医会は反対していました。弊害が容易に予測されたからです。進学・就職の段になって色覚異常の有無を眼科にチェックに来られる方、理系の高校（工業高校、水産高校）、専門学校、大学に入学はしたものの、実習に入って色の識別が健常人と違っているのに気付いた方、電気系統の配線の色の違いに戸惑う方、調理師修行中に魚の鮮度が色で判断できない方など・・・。就職に関しては色覚異常の有無を問われる職種があります。警察官、消防士、自衛官、パイロット、競艇選手などです。

ここからが本題です。光市内の公立高校（高１）では平成２７年度から、小・中学校（小４・中１；今年度のみ中学は全学年）では平成２８年度から希望者を募って（言い替えれば保護者の意思を確認してから）検査を実施することになりました。検査に当たりプライバシーの保護には万全を期して準備しています。この検査を受ければ色覚正常・異常の検出が可能です。異常と判断された場合は眼科を標榜する医療機関を受診して精密検査を受けることになります。一度は検査を受けておくべきかと考えます。スマホのアプリにも色覚検査がありますが信頼性には疑問があり、自己判断は危険です。最終診断は眼科医にまかせるべきでしょう。

光市学校保健会理事

クリニック高橋眼科　院長　高橋秀児